

鳥取県告示第 1025 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字向河原159の3から159の6まで、159の13、166、字初ミ平ル167、字下モ坂168の1、168の2、関金町堀字瀬波戸2457、字下畑2458の1、2458の2、字横路2460の1から2460の5まで、字堀越2465の1、2465の4から2465の11まで、字坂根ノ上3280の1、字蛇バミ谷3281の1から3281の3まで、3282の1、3297の1、3297の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字大山2、関金町今西字天神原1396の1、1396の3、1396の14、1396の15、1397の1、1397の3、1398の1、1398の7、1399の8、1400の1、1400の4、1400の5、1401、関金町堀字鍛冶屋前2107の1、2108の1、字行司ガ平ル2466の25から2466の27まで、字崩レ3112の1、3112の4、字上ノ平ル3520、3521の1から3521の3まで、3521の6、3522、3541、3542

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)